

災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項の規定に基づく道路区間指定の廃止について

2026 年 9 月 8 日(火)の大雨に伴い、災害対策基本法第 76 条の 6 第 1 項の規定に基づき指定した道路区間について、下記のとおり道路区間指定を廃止します。

記

道路区間	指定日時	解除日時
一宮市、瀬戸市、春日井市、小牧市、稲沢市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町及び蟹江町の県管理道路	9 月 10 日(木) 9:00	9 月 24 日(木) 17:00

(参考)

災害対策基本法（抜粋）

（災害時における車両の移動等）

第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。